

## 西東京市介護予防・日常生活支援総合事業 令和3年度介護報酬改定等において新設・変更等のあった加算等に関する届出の取扱い

既存事業所において、下表に掲げる新設・変更等のあった加算等に関しては、基本的に新たに届け出ていただく必要があります。ただし、次の①または②に該当する場合は、届出不要の取扱いとします。

- ① 新設の加算等の取得を希望しない場合
- ② 変更のあった加算等のうち算定要件等に変更のない区分を引き続き算定する場合（区分の名称のみが変更される場合）  
例：加算Ⅰイ→加算Ⅱだが算定要件に変更なし

詳細は以下をご確認ください。なお、正しく届出がなされていない場合、令和3年4月以降の介護報酬請求において返戻（エラー）となる場合や、介護報酬の返還が発生する場合があります。

サービス種別	加算等の名称	新設 変更等	届出がない場合の取扱い
共通	LIFEへの登録	新設	届出がない場合は「なし」とみなします。
介護予防訪問介護相当のサービス（A2）	特別地域加算	変更なし	取扱いに変更なし
	中山間地域における小規模事業所加算（地域に関する状況）		
	中山間地域における小規模事業所加算（規模に関する状況）		
	介護職員処遇改善加算		
	介護職員等特定処遇改善加算		
市独自基準の訪問型サービス（A3）	介護職員処遇改善加算	変更なし	取扱いに変更なし
	介護職員等特定処遇改善加算		
介護予防通所介護相当のサービス（A6）	職員の欠員による減算の状況	変更なし	取扱いに変更なし
	若年性認知症利用者受入加算		
	生活機能向上グループ活動加算		
	運動器機能向上体制		
	栄養アセスメント・栄養改善体制 ＜旧栄養改善体制＞	名称変更	取扱いに変更なし ※ <b>栄養アセスメント加算</b> を取得する場合は「あり」とした上で、LIFEへの登録・届出の提出が併せて必要です。
	口腔機能向上加算 ＜旧口腔機能向上体制加算＞	名称変更	取扱いに変更なし ※ <b>口腔機能向上加算（Ⅱ）</b> を取得する場合は「あり」とした上で、LIFEへの登録・届出の提出が併せて必要です。
	選択的サービス複数実施加算	変更なし	取扱いに変更なし
	事業所評価加算〔申出〕の有無		
	サービス提供体制強化加算	変更	既存届出内容が「加算Ⅰロ」又は「加算Ⅱ」で、新たな届出がない場合 →「なし」とみなします。  既存届出内容が「加算Ⅰイ」で、新たな届出がない場合 →「加算Ⅱ」とみなします。
	生活機能向上連携加算	変更	既存届出内容が「あり」で、新たな届出がない場合 →「加算Ⅱ」とみなします。
	科学的介護推進体制加算	新設	届出がない場合は「なし」とみなします。 ※ <b>科学的介護推進体制加算</b> を取得する場合は「あり」とした上で、LIFEへの登録・届出の提出が併せて必要です。
	介護職員処遇改善加算	変更なし	取扱いに変更なし
	介護職員等特定処遇改善加算		
市独自基準の通所型サービス（A7）	若年性認知症利用者受入加算	変更なし	取扱いに変更なし
	生活機能向上グループ活動加算		
	運動器機能向上体制		
	栄養アセスメント・栄養改善体制 ＜旧栄養改善体制＞	名称変更	取扱いに変更なし ※ <b>栄養アセスメント加算</b> を取得する場合は「あり」とした上で、LIFEへの登録・届出の提出が併せて必要です。
	口腔機能向上加算 ＜旧口腔機能向上体制加算＞	名称変更	取扱いに変更なし ※ <b>口腔機能向上加算（Ⅱ）</b> を取得する場合は「あり」とした上で、LIFEへの登録・届出の提出が併せて必要です。
	選択的サービス複数実施加算	変更なし	取扱いに変更なし
	事業所評価加算〔申出〕の有無		
	科学的介護推進体制加算	新設	届出がない場合は「なし」とみなします。 ※ <b>科学的介護推進体制加算</b> を取得する場合は「あり」とした上で、LIFEへの登録・届出の提出が併せて必要です。
	介護職員処遇改善加算	変更なし	取扱いに変更なし
介護職員等特定処遇改善加算			